

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県狂犬病法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	4
告 示	
◎高知県墓地対策要綱の一部改正 (食品・衛生課)	5
◎告示（特定工場、特定作業において発生する騒音について規制する地域の指定）の一部改正 (環境対策課)	7
◎告示（振動を規制する地域の指定）の一部改正 (")	7
◎告示（悪臭防止法による規制地域の指定等）の一部改正 (")	7
◎告示（騒音に係る環境基準について第1に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定及び告示の廃止）の一部改正 (")	8
◎告示（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく知事が定める区域の定め）の一部改正 (")	8
◎騒音規制法の一部改正に伴う関係告示の廃止 (")	8

規 則

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第37号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和25年高知県規則第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県狂犬病予防法施行細則

第2条中「規定による」を削る。

第3条第1項中「及び第18条第1項」を「又は第18条第1項」に、「抑留犬の飼養管理費及び抑留犬の返還に要する費用」を「手数料」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の手数料の額は、抑留された犬1頭につき3,090円に当該抑留された犬が飼養された期間に1日当たり670円を乗じて得た額を加算した額とする。

3 前項の規定による手数料の額の算定において、飼養された期間が1日未満であるとき又は飼養された期間に1日未満の端数があるときは、当該飼養された期間又は当該端数を1日として当該手数料の額を計算するものとする。

第4条第1項中「規定による」を「規定により」に改め、同条第2項中「2枚」を削り、「横3センチメートル」を「横3センチメートル」に、「のものとし」を「のもので」に、「記入すること。」を「記載したもの」2枚に改め、同条第3項中「交付する」を「交付するものとする」に改め、同条第4項中「汚損又は亡失し、」を「汚損し、又は亡失したため、指定証の」に改める。

第5条第3号中「に規定する」を「の規定により任命された」に改め、同条第4号中「以外の犬は」を「犬以外の犬を」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ④
生年月日
電話番号
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

抑留犬返還申請書

年 月 日に抑留された下記の犬の返還を受けたいので、高知県狂犬病予
防法施行細則第3条第1項の規定により手数料を添えて申請します。

記

- 1 犬の種類
- 2 犬の生年月日
- 3 犬の毛色
- 4 犬の性別
- 5 犬の名前
- 6 犬の体格
- 7 犬の特徴（1から6までのほか犬の特徴となる事項）

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ④
生年月日
電話番号

狂犬病予防技術員指定申請書

狂犬病予防技術員として指定を受けたいので、高知県狂犬病予防法施行細則第4条第1
項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 捕獲の方法
- 2 捕獲希望区域（保健所の管轄区域ごとに記入してください。）
- 3 申請者の略歴

注 捕獲希望区域を管轄する保健所長を経由して提出してください。

第3号様式 (第4条関係)

← 12センチメートル →

高知県知事 印	年 月 日	犬病 狂病 予防 技術 員と して 指 定 し ま す。	指 定期 限 年 月 日 ま で	氏 住 所 名 所	高 知 県 指 令 第 号
------------	-------	--	-------------------------------------	-----------------------	---------------------------------

写真貼り付け箇所

↑ 8センチメートル ↓

(裏面)

高知県狂犬病予防法施行細則 (抜粋)
(遵守事項)

第5条 狂犬病予防技術員は、その業務に従事するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 捕獲に従事中は、省令第14条に規定する証票を左腕に着けること。
- (2) 前号の証票を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 捕獲は、法第3条第1項の規定により任命された狂犬病予防員の指示に従って行うこと。
- (4) 法第6条第1項及び第18条第2項に規定する犬以外の犬を捕獲しないこと。
- (5) 捕獲は、残忍な方法で行わないこと。
(指定の取消し等)

第6条 狂犬病予防技術員が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 業務に関して不正な行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、狂犬病予防技術員としての適格性を欠くと認められるとき。

第4号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
生年月日
電話番号

狂犬病予防技術員指定証再交付申請書

下記の理由により狂犬病予防技術員指定証の再交付を受けたいので、高知県狂犬病予防法施行細則第4条第4項の規定により申請します。

記

再交付の理由

注 写真(3月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさの無帽、上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えてください。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出義務者 住所
 氏名 ㊟
 生年月日
 職業
 電話番号
 （法人の場合は、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名）

犬の狂犬病発生届

狂犬病予防法第8条第1項の規定により、下記のとおり狂犬病にかかった（疑いのあ
る）犬（にかまれた犬）について届け出ます。

記

- 1 犬の所有者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者
の職・氏名）
- 2 犬の登録年度及び登録番号
- 3 犬の体格
- 4 発病（発見）年月日
- 5 その他（診断又は検案の結果、措置等）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の高知県狂犬病予防法施行細則別記様
式は、この規則による改正前の狂犬病予防法施行細則の規定に
かかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第38号

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

高知県訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部
を次のように改正する。

第6条第1項中「に依じて」を「に依じ、40日を限度として」
に改める。

別表中「おや指及びひとさし指」を「親指及び人差し指」に、
「すべての」を「全ての」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 住所
 氏名 ㊟
 電話番号
 （法人の場合は、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名）

事前協議書

高知県墓地対策要綱第4条第1項の規定により、次のとおり墓地の経営について関係書類を添えて事前に協議します。

経営主体（予定）				
計画予定場所				
計画予定場所の地目及び面積	地目	山林・田・畑・その他（ ）	面積	m ²
計画区画数	基（ m ² ）			
総事業費	万円			
工事予定業者の住所及び名称				
関係法令の手続状況				
設置の必要性				
工事着手予定年月日	年 月 日			
工事完了予定年月日	年 月 日			

第2号様式（第4条関係）

第 号
 年 月 日

保健所長 様

町村長 ㊟

事前協議書に対する意見について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会がありましたことについては、下記のとおりです。

記

- 1 公営墓地整備の現状及び将来計画からみた当該計画について
- 2 町村土地利用計画との整合について
- 3 当該計画に係る法令について

(1) 森林法	ア 該当する	イ 該当しない	ウ 不明
(2) 都市計画法	ア 該当する	イ 該当しない	ウ 不明
(3) 農業振興地域の整備に関する法律			
	ア 該当する	イ 該当しない	ウ 不明
(4) 農地法	ア 該当する	イ 該当しない	ウ 不明
(5) 自然公園法	ア 該当する	イ 該当しない	ウ 不明
(6) 国土利用計画法	ア 該当する	イ 該当しない	ウ 不明
(7) その他（具体的に：			）
- 4 その他

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

保健所長



事前審査結果について（通知）

年 月 日付で提出がありました事前協議書に対する事前審査について、高知県墓地対策要綱第4条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 計画に対する許認可届出等について
- 2 協議及び留意事項等について
- 3 その他

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

高知県告示第251号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による騒音規制法（昭和43年法律第98号）の一部改正に伴い、昭和48年3月高知県告示第110号（特定工場、特定作業において発生する騒音について規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

本文中「香美市の区域のうち、別図に示す区域」及び「香美市役所、」を削る。

高知県告示第252号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による振動規制法（昭和51年法律第64号）の一部改正に伴い、平成2年4月高知県告示第185号（振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

本文中「次の表に掲げる市及び町」を「いの町」に改める。表を削る。

高知県告示第253号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の一部改正に伴い、平成7年12月高知県告示第689号（悪臭防止法による規制地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

「並びに関係市役所」を削る。

1の表中

市町村名	指 定 地 域
室戸市	市の区域の全域
安芸市	市の区域の全域
南国市	市の区域の全域
土佐市	市の区域の全域
須崎市	市の区域の全域

宿 毛 市	市の区域の全域
土佐清水市	市の区域の全域
四 万 十 市	市の区域の全域
香 南 市	市の区域の全域
香 美 市	市の区域の全域

を
「

町村名	指定地域
-----	------

」

に改める。

高知県告示第254号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による騒音規制法（昭和43年法律第98号）の一部改正に伴い、平成11年4月高知県告示第218号（騒音に係る環境基準について第1に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

表中「付表に掲げる地域」を「いの町の区域」に改める。
付表を削る。

高知県告示第255号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による騒音規制法（昭和43年法律第98号）の一部改正に伴い、平成12年4月高知県告示第262号（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく知事が定める区域の定め）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

表中「騒音に係る環境基準について第1に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定」を「騒音に係る環境基準について第1に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定及び告示の廃止」に改め、「（高知市の地域を除く。）」を削る。

高知県告示第256号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による騒音規制法（昭和43年法律第98号）の一部改正に伴い、次に掲げ

る告示は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 昭和50年1月高知県告示第65号（騒音の規制地域の指定等）
- 2 昭和51年3月高知県告示第157号（騒音を規制する地域の指定）
- 3 昭和52年4月高知県告示第223号（騒音の規制地域の指定）
- 4 昭和53年3月高知県告示第184号（騒音を規制する地域の指定）
- 5 昭和53年8月高知県告示第429号（特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）
- 6 昭和54年10月高知県告示第569号（騒音を規制する地域の指定）
- 7 昭和55年6月高知県告示第416号（騒音を規制する地域の指定）
- 8 昭和58年3月高知県告示第157号（騒音を規制する地域の指定）
- 9 昭和60年3月高知県告示第158号（騒音を規制する地域の指定）
- 10 平成6年4月告示第239号（特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定及び告示の廃止）